

小牧市工場緑化等のガイドライン

令和元年7月

小牧市 地域活性化営業部 企業立地推進課

小牧市工場緑化等のガイドライン

このガイドラインは、小牧市緑地面積率等を定める条例（以下「条例」という。）に基づき、特定工場が緑地を整備するにあたり、質の高い緑地の形成等を図ることにより、本市の環境に配慮しつつ、地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

1 定義

このガイドラインにおける用語の意義は、次に掲げるもののほか、工場立地法（以下「法」という。）の例によるものとします。

- (1) 高木 成木に達した時の樹高が4メートル以上になる樹木であり、高さ3メートル以上、目通り幹周り（根元から1.2メートル。以下同じ。）0.18メートル以上の樹木
- (2) 中木 高さ1.5メートル以上、枝幅0.3メートル以上の樹木
- (3) 低木 高さ、枝幅とも0.3メートル以上の樹木

2 適用対象者

このガイドラインは、条例第3条に定める区域において、法第6条第1項若しくは第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により届出をする者（以下「対象者」という。）を対象とします。ただし、法第4条第1項第1号に規定する緑地及び環境施設の面積について、既に、敷地面積に法第4条第1項の規定により公表された準則による緑地面積率及び環境施設面積率を乗じて得た最低限設置することが必要な緑地及び環境施設の面積を整備している対象者については、このガイドラインの対象としません。

3 緑地整備指針について

(1) 緑地整備指針

対象者は、法第4条第1項第1号に規定する緑地を整備するときは、整備する緑地の1/2以上の面積については、出来る限り、次に掲げる基準を満たす緑地（以下「樹林地」という。）として整備するよう努めて下さい。

- ① 1平方メートルあたり高木を0.05本以上として整備してください。ただし、高木1本を中木3本に、高さ5メートル以上、かつ、目通り幹周り寸法0.5メートル以上の高木1本を高木2本にそれぞれ代えることができます。
- ② 1平方メートルあたり低木を4本以上として整備してください。ただし、低木1本を4株の芝生を除く地被植物に代えることができます。
- ③ 地上部に設けてください。

(2) 緑地整備指針の特例

消防法第10条第4項により規定する政令において保有することが義務付けられている空地以外に緑地を確保することができず、他に整備する緑地を樹林地としてもなお緑地整備指針により整備すべき樹林地の面積に達しない場合は、樹林地の整備面積を軽減することができます。

(3) 適用除外

緑地整備指針の規定は、樹林地が、敷地面積に条例第3条で定める緑地面積率を乗じて得た最低限設置することが必要な緑地面積の1/2以上の面積となった場合には、適用しません。

4 事業計画書の提出

対象者は、法第6条第1項若しくは第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による届出に際し、このガイドラインに定める「工場緑化等の事業計画書」をあわせて提出してください。

5 緑化推進や周辺の生活環境の保全等への配慮について

(1) 緑地整備の優先

対象者は、法第4条第1項第1号に規定する環境施設の整備にあたり、緑地以外の環境施設の整備は最小限とし、緑地の整備を優先するよう努めてください。

(2) 環境施設の配置

対象者は、法第4条第1項第1号に規定する環境施設の整備にあたり、工場等の周辺の生活環境に十分配慮の上、環境施設を配置するよう努めてください。

(3) 重複緑地等の設置

対象者は、敷地面積に条例第3条で定める緑地面積率及び環境施設面積率を乗じて得た最低限設置することが必要な緑地及び環境施設を整備する以外に、工場等の敷地の利用上支障のない範囲において、駐車場の緑地（緑化駐車場）、屋上の緑地（屋上緑化）及び壁面の緑地（壁面緑化）等の設置に努めてください。

(4) 地域貢献活動

対象者は、工場等の周辺の生活環境の向上に資するような地域貢献活動に努めてください。

(5) 維持管理

対象者は、法第4条第1項第1号に規定する環境施設の適切な維持管理に努めてください。

(6) 低炭素型社会の構築に向けた取り組み

対象者は、クリーンエネルギーや低公害車を優先的に導入するなど、低炭素型社会の構築に向けた取り組みに努めてください。

6 施 行

このガイドラインは、平成26年7月1日から施行します。

附 則

このガイドラインは、平成30年7月1日から施行します。

附 則

このガイドラインは、平成31年2月27日から施行します。

附 則

このガイドラインは、令和元年7月1日から施行します。

ガイドライン様式1

工場緑化等の事業計画書	
年 月 日	
(宛先) 小牧市長	
住 所 氏名又は名称 代表者氏名	
印	
1 樹林地整備計画 ガイドライン様式2「樹林地整備計画書」のとおり	
2 環境施設の配置	
配置計画	
3 重複緑地等の設置	
設置計画	
4 地域貢献活動	
活動計画	
5 維持管理計画	
維持管理 の方法	
維持管理 責任者	
6 低炭素型社会の構築に向けた取り組み	
取組計画	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

ガイドライン様式1（記入例）

工場緑化等の事業計画書	
年 月 日	
（宛先）小牧市長	
住 所 小牧市堀の内三丁目1番地 氏名又は名称 小牧製造株式会社 代表者氏名 取締役社長 小牧 太郎 ⑩	
1 樹林地整備計画	
ガイドライン様式2「樹林地整備計画書」のとおり	
2 環境施設の配置	
配置計画	工場敷地の周辺部、特に住宅が多く所在する側に、重点的に環境施設を配置します。
3 重複緑地等の設置	
設置計画	条例上、最低限必要な緑地及び環境施設の整備のほか、従業員駐車場の緑化、住宅側の壁面緑化を行います。
4 地域貢献活動	
活動計画	地元の環境保全活動や地域清掃活動に積極的に協力します。
5 維持管理計画	
維持管理の方法	維持管理計画を作成し、日常的な維持管理に努めます。
維持管理責任者	部 署：〇〇部〇〇課 職・氏名：〇〇課長 △△ △△ 連絡先：Tel 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇
6 低炭素型社会の構築に向けた取り組み	
取組計画	太陽光発電や低公害車の導入に努めます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

ガイドライン様式2

樹林地整備計画書

施設番号	緑地面積	植栽計画				植栽密度	樹木の種類等
		高木 (本)	中木 (本)	低木 (本)	地被植物 (株)		

(〇/〇頁)

※本整備計画書は、複数頁になっても差し支えありません。

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 高木1本を中木3本に代えることができます。
- 3 高さ5メートル以上、かつ、目通り幹周り寸法0.5メートル以上の高木1本を高木2本に代えることができます。
- 4 低木1本を4株の芝生を除く地被植物に代えることができます。

ガイドライン様式2（記入例）

樹林地整備計画書							
施設番号	緑地面積	植栽計画				植栽密度	樹木の種類等
		高木 (本)	中木 (本)	低木 (本)	地被植物 (株)		
リー1	50㎡	3		200		高木 0.06本/㎡ 低木 4本/㎡	サクラ (高4.0m, 幹0.3m) ツツジ (高0.3m, 幅0.3m)
リー2	50㎡	1	6	250	80	高木 0.06本/㎡ 低木 5.4本/㎡	サクラ (高2.0m, 幅0.5m) サクラ (高4.0m, 幹0.3m) ツツジ (高0.3m, 幅0.3m) ※地被植物(コケ)は16 株/㎡とする。
合計	100㎡	4	6	450	80	高木 0.06本/㎡ 低木 4.7本/㎡	※地被植物(コケ)は16 株/㎡とする。

(〇/〇頁)

※本整備計画書は、複数頁になっても差し支えありません。

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 高木1本を中木3本に代えることができます。
- 3 高さ5メートル以上、かつ、目通り幹周り寸法0.5メートル以上の高木1本を高木2本に代えることができます。
- 4 低木1本を4株の芝生を除く地被植物に代えることができます。